

特定生産性向上設備等の特別償却の償却限度額の
計算に関する付表（措法42の6②、68の11②、42
の12の5①②、68の15の6①②）

事業年度 又は連結 事業年度	27・4・1 28・3・31	法人名	株式会社プロネット工業 ()
----------------------	-------------------	-----	--------------------

特別償却の付表（八）

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定生産性向上設備等の区分	1	42条の6第2項 68条の11第2項 42条の12の5第(2)項 68条の15の6第()項	42条の6第2項 68条の11第2項 42条の12の5第(2)項 68条の15の6第()項	42条の6第2項 68条の11第2項 42条の12の5第()項 68条の15の6第()項
事業の種類	2	機械製造業	同左	
(機械・装置の耐用年数表の番号) 特定生産性向上設備等の種類等	3	(18) 機械及び装置	() 建物	()
特定生産性向上設備等の名称	4	生産用機械器具製造業用設備	工場用その他のもの（断熱窓）	
設置した工場、事業所等の名称	5	川崎工場	川崎工場	
取得等年月日	6	平 28 ・ 1 ・ 15	平 28 ・ 2 ・ 12	平 ・ ・
事業の用に供した年月日	7	平 28 ・ 1 ・ 27	平 28 ・ 2 ・ 12	平 ・ ・
購入先	8	A B C 鉄工 (株)	X Y Z サッシ (株)	
取得価額	9	200,000,000 円	10,000,000 円	円
普通償却限度額	10			
特別償却率	11	$\frac{25 \text{ 又は } 50}{100}$	$\frac{25 \text{ 又は } 50}{100}$	$\frac{25 \text{ 又は } 50}{100}$
特別償却限度額 ((9)-(10)) 又は ((9) × (11))	12	円	円	円
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	第42条の6を適用する場合	国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
		当期における特定の工具、器具及び備品又は特定のソフトウェアの取得価額の合計額	円	円
		その他参考となる事項		
	生産性向上設備等の仕様、性能等判定上参考となる事項	日本産業機械工業会 証明書 (H28. 1. 12)	日本サッシ協会証明書 (H28. 2. 5)	
	経産省強化法規則第5条第2号の設備に該当する旨の確認を受けた年月日	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
	経産省強化法規則第5条第2号の設備に該当する旨の確認書の番号	19		
	工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額の合計額	200,000,000 円	10,000,000 円	円

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の総数又は総額	21		大株規模法人等の保有明する細	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	22	人		1	27	
大数等の規模法人の保有割合	第1順位の株式数又は出資金の額 (27)	23			28	
	保有割合 (23) (21)	24	%		29	
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (31)	25			30	
	保有割合 (25) (21)	26	%	計 (27) + (28) + (29) + (30)	31	